

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

訓 令 甲

告 示

○単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

二

○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定

(農村整備課)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○道路の供用開始

(道路課)

三

○公職選挙法第二百十六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程の一部改正について

(選挙管理委員会)

三

○宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

(監査委員)

三

○宮城県公報第二八一号(令和四年二月二十二日付け)中

(正誤)

四

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三号

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労働職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「から二級二十四号俸まで」を削り、「一級五号俸から二級八号俸まで」を「一級九号俸」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 本表職種欄の「技師(機械操作)」、「技師(甲板業務)」又は「技師(調理)」の区分の適用

を受ける職員のうち、船舶に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員(以下「船員」という。)については、本表初任給の欄中「二級二十一号俸」とあるのは「一級三十三号俸」と、「一級九号俸」とあるのは「一級二十一号俸」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

2 令和七年三月三十一日までの間における船員の初任給基準に関する特例)

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における改正後の単純労働職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表第三備考の規定の適用については、同備考中「一級三十三号俸」とあるのは「一級二十七号俸」と、「一級二十一号俸」とあるのは「一級十五号俸」と読み替えるものとする。

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の規程別表第三備考の規定の適用については、同備考中「一級三十三号俸」とあるのは「一級二十七号俸」と読み替えるものとする。

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における改正後の規程別表第三備考の規定の適用については、同備考中「一級三十三号俸」とあるのは「一級三十一号俸」と、「一級二十一号俸」とあるのは「一級十九号俸」と読み替えるものとする。

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正

5 単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(令和三年宮城県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「令和七年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項中「以下「改正後の規程」という。」を削る。

附則第三項から第五項までを削る。

告 示

○宮城県告示第百二十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和四年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五二〇〇八〇五	事業所の名称及び所在地 多機能型事業所ほなみの里りらん 大崎市古川穂波八丁目一七一一	指定障害児通所支援の種類 児童発達支援 放課後等デイサービス	設置者名 特定非営利活動法人 レイユ	指定年月日 令和四年三月一日
--------------------	--	--------------------------------------	--------------------------	-------------------

○宮城県告示第百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和四年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二一五〇〇九二九	事業所の名称及び所在地 多機能型事業所ほなみの里りらん 大崎市古川穂波八丁目一七一一	指定障害福祉サービスの種類 生活介護	設置者名 特定非営利活動法人 レイユ	指定年月日 令和四年三月一日
---------------------	--	-----------------------	--------------------------	-------------------

○宮城県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業千刈江地区について樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

令和四年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地積を特に減じて換地を定める土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²	特に減ずる地積 m ²
同	同	境	一一〇	田	田	一、〇二二	二五
大崎市	古川塚目	北原	二五四	田	田	一、〇二二	三四

○宮城県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町尾浦字尾浦一四五番八地先から同郡同町尾浦字尾浦一二四番四地先まで	令和四年三月十九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第十四号

公職選挙法第二百十六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

公職選挙法第二百十六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法第二百十六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出

書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程（平成二十八年宮選管告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「三」を削り、「第31条第一項」を「第38条第一項」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「四」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の公職選挙法第二百十六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程の規定によるものとみなす。

監査委員

○宮城県監査委員訓令第2号

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月八日

宮城県代表監査委員 吉 田 計

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県監査委員事務局処務規程（昭和五十八年宮城県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第三条第二項」の下に、「第四項」を加える。

別表（第七条関係）を次のように改める。

一 職員に関する次のこと。

イ 担当グループ員（以下「グループ員」という。）の旅行命令

ロ グループ員の年次有給休暇及び特別休暇（宮城県人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第二十二條第一項第十一号から第十三号まで及び第十五号に掲げる場合に限る。）の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇（同項第一号から第十号まで、第十四号及び第十六号から第三十号までに掲げる場合に限る。）の承認

ハ グループ員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

ニ グループ員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令

ホ グループ員の育児休業に係る部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の一部

の取消し
 行政文書等に関する次のこと。
 定期的又は軽易な通知、届け、報告、照会及び回答の受理及び提出

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第二八二号（令和四年二月二十二日付け）中

ページ	段 行	正	誤
九	上 後ろか 二	「並びに」を「及び」	「並びに」を「及び」
一〇	上 四	「並びに」を「及び」	「並びに」を「及び」
一一	下 後ろか 四	「並びに」を「及び」	「並びに」を「及び」